

# 聖籠町森林整備計画

聖籠町森林整備計画

新潟県

聖籠町



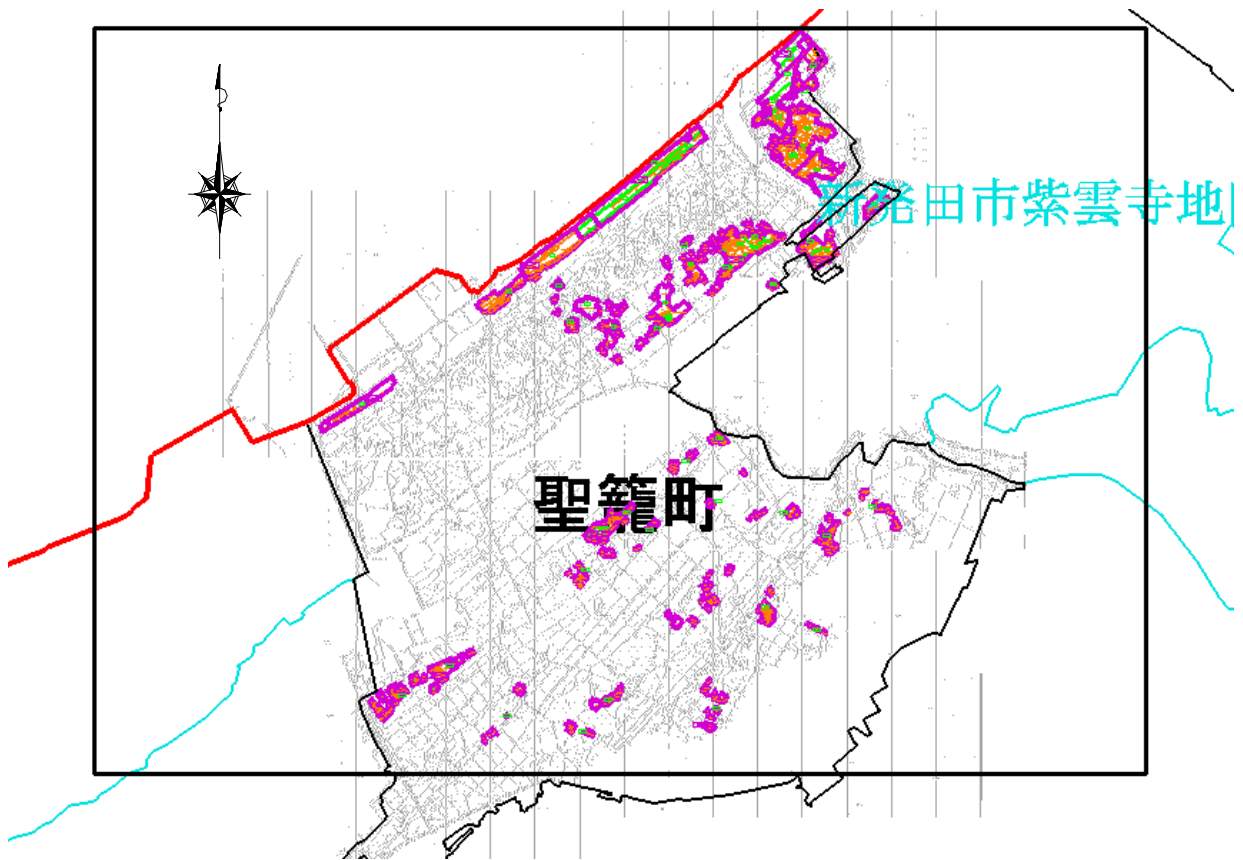
【聖籠町海岸砂防林】

計画期間 [自 令和2年 4月 1日  
至 令和12年 3月31日 ]

新潟県

聖籠町

聖籠町



# 目 次

## I 森林の整備に関する基本的な事項

1	計画の対象とする森林	1
2	聖籠町の森林整備の現状と課題	1
3	森林整備の基本方針	2
4	森林施業の合理化に関する基本方針	4

## II 森林施業の方法に関する事項

### 第1 主伐に関する事項

1	主伐に関する基本的事項	5
2	樹種別の標準伐期齢	5
3	主伐の標準的な方法	6
4	その他必要な事項	6

### 第2 造林に関する事項

1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8・9
3	植栽によらなければ適格な更新が困難な森林	10
4	その他必要な事項	11

### 第3 保育及び間伐に関する事項

1	保育の標準的な方法	12
2	間伐の標準的な方法	13
3	その他の保育及び間伐の基準	13・14・15
4	その他必要な事項	15

第4	ゾーニング区分別の森林の整備に関する事項	
1	公益機能別施業森林の区域及び当該区域内における 森林施業の方法	1 6
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	1 6
第5	委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項	
1	森林経営の集約化の促進方針	1 7
2	森林施業等の集約化の促進方策	1 7
3	森林の施業または経営の受委託を実施する上で留意すべき事項	1 7
4	その他必要な事項	1 7
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進方針	1 7
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 8
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 8
4	その他必要な事項	1 8
第7	作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	作業路網の整備に関する基本的事項	1 8
2	林道及び林業専用道に関する事項	1 8
3	森林作業道に関する事項	1 8

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

1	森林病虫害の駆除または予防の方法等	19
2	鳥獣による森林被害対策の方法	19
3	森林火災の予防の方法	19
4	火入れを実施する場合の留意事項	20
5	伐採を促進すべき森林の所在	20

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	21
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他施業方法	21
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	21

### Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	22
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
3	森林の総合利用の推進に関する事項	22
4	市町村森林経営管理事業に関する事項	22
5	住民参加による森林整備の推進に関する事項	23・24

## I. 森林の整備に関する基本的な事項

### 1. 計画の対象とする森林

この計画は、森林法第10条の5に基づき、聖籠町長が立てる聖籠町内の森林の整備と保全に関する計画で、聖籠町内の民有林を計画の対象とします。

また、この計画で示す森林面積等については、平成30年度末現在の数値とします。

### 2. 聖籠町の森林整備の現状と課題

本町は、新潟県の北部越後山脈に源を発する加治川下流左岸に面しており、総面積は、3,758haで、そのうち森林面積は205.22haであり、林野率は5.4%となっております。

森林の所有形態は、県有林、町有林が32.2%ある他は、すべて私有林となっています。

森林の殆どは海岸部に存置しており、冬の強い季節風や飛砂による被害から周辺住民の生活を守ってきました。

海岸の松林は昭和36年から数年にわたり地元青年団が海岸線に松の苗木を植えたことに始まり、以後継続して維持管理をおこない成林にまで育て上げた弛まぬ努力によるものであります。

それらの松林は、飛砂防備保安林に指定されていますが、地元では「聖籠町海岸砂防林保護組合」を設立し、地域住民の協力を得て保安林内のパトロール及び下草刈り等を定期的に実施し生活環境の保全に努めています。

しかしながら、本町においても昭和30年代の燃料革命以降、松林の手入れ不足による荒廃、また全国規模で被害をもたらしている松くい虫による松林の枯死等で深刻な状況にあります。

町としても、これらの問題を解決するために、森林病虫害防除事業と造林事業を推進し、森林の適正な管理を図ることとします。また、町民の保健休養の場として森林整備を行うために、『聖籠町海浜総合整備計画』に基づき、森林のより一層の有効活用を図ることとします。



【 町の全景 】

### 3 森林整備の基本方針

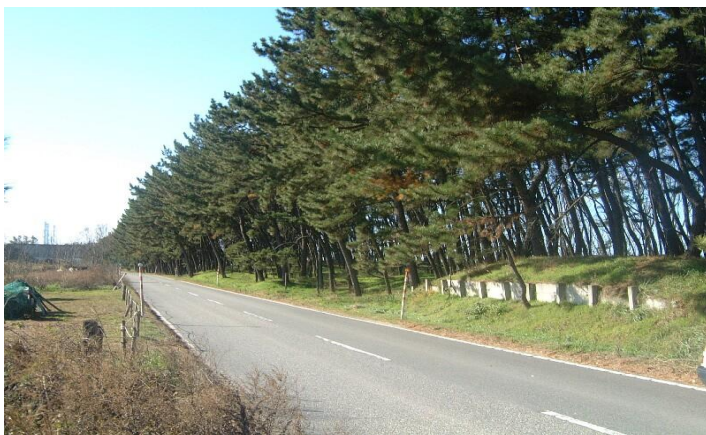
森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させ、さらに、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとします。

具体的には、地域森林計画において定められている8つの多面的機能に基づき、町内全域の森林を下表の『No. 3 快適環境形成機能』、『No. 4 保健・レクリエーション機能』を重視する森林と位置づけ、望ましい森林の状態となるように施業を行うこととします。

#### ●地域森林計画で定められている森林の有する8つの機能と機能別の基本的事項

No.	機能の種類	主な働き	望ましい森林の状態
1	水源涵養機能	土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに湧水を緩和する働き	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している
2	山地災害防止／ 土壌保全機能	自然現象等による山地災害の発生を防止する働き	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持している
3	快適環境形成機能	自然現象等による飛砂、潮害等を防止するとともに、風や騒音などの調節、大気の浄化など、快適な生活環境を保全・形成する働き	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力等が高く、諸被害に対する抵抗性が高い
4	保健・レクリエーション機能	森林とのふれあいを通じて、憩いや学びの場を提供する働き	多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している
5	文化機能	森林の景観等を通じて、歴史、文化、学術等の振興に寄与する働き	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を有している
6	生物多様性保全機能	森林生態系を構成する多様な生物の生育・生息の場を提供する働きで、全ての森林が有する	多様な生物が生育・生息できる、安定した森林生態系が形成されている

7	地球環境保全機能	二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等が保たれることによって発揮される働きで、全ての森林が有しており、特定の地域のみで発揮されるものではない	県域を超えた広範囲にわたる森林の働きにより、気象・気候との良好な環境が維持されている
8	木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する働き	木材の生育に適した土壌を有し、木材等として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が比較的高い



№. 3 快適環境形成機能森林  
(2林班、3林班)



№. 4 保健・レクリエーション機能森林  
(8林班6小林班の一部、12林班2小班の一部、13林班2小班)



#### 4. 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者等が連絡を密にして、森林施業の合理化を計画的に推進するものとします。

## II. 森林施業の方法に関する事項

### 第1 主伐に関する事項

#### 1. 主伐に関する基本的事項

主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は特に注意を必要とします。

主伐にあたっては、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、その方法を、勘案して伐採を行うものとします。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期等に配慮し、自然条件が劣悪なため更新の確保が困難と予想される森林にあっては、主伐を見合わせるか、伐採方法を択伐によるものとします。

また、伐採作業に伴う集材の方法については、国通知「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」に即した方法で行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

#### 2. 樹種別の標準伐期齢

主要樹種別の標準伐期齢を下表のとおりとし、主伐の対象となる立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

標準伐期齢				
スギ	アカマツ	クロマツ	その他針葉樹	広葉樹
45年	40年	40年	60年	20年

なお、標準伐期齢は、地域における標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、その林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

### 3. 主伐の標準的な方法

主伐の標準的な方法は、以下のとおりとします。

#### ア. 皆伐

主伐のうち択伐以外のものをいいます。

傾斜が急なところ、風害・雪害・潮害等の気象害があるところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとします。公益的機能の発揮及び森林生産力の維持増進に考慮して伐採箇所の分散に努め、1箇所あたりの伐採面積を適切な規模に抑えるとともに、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の森林を確保するものとします。

さらに、気象害の防止、風致の維持及び生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設けることとします。

伐採後の更新を天然下種更新による場合には、種子の供給を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮します。

伐採後の更新を萌芽更新による場合には、優良な萌芽を発生させるため、樹木が成長を休止する10月から3月の間に伐採を実施します。

#### イ. 択伐

主伐のうち伐採区域の立木の一部を伐採する方法で、単木、帯状または郡状を単位として、伐採区域全体で概ね均等な割合になるように伐採を行います。材積による伐採率が30%以下（伐採後の更新を植栽による場合には40%以下）を超えないものとします。

単木的な択伐を実施する場合には、下層木に十分な光が当たり、かつ森林資源を枯渇させることのないよう、適正な材積伐採率と繰り返し期間で実施します。

帯状の択伐を実施する場合は、伐採の幅を10m未満、郡状の択伐を実施する場合は、1スポットあたりの伐採面積を0.05ha未満に抑えることとします。

### 4. その他必要な事項

町長は、森林所有者等から提出された伐採届の内容が上記の方法に合致していないときは、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命ずることができるものとします。

## 第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消することを目的に行うものであり、その方法は人工造林または天然更新によるものとします。

また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換に向けて、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとします。

### 1. 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から伐採後早期に更新を行うことが適当である森林について行います。

人工造林にあたっては、郷土樹種など現地の自然的条件に適合する樹種を選定し、技術的な合理性に基づいた本数の苗木を植栽することとします。

人工造林をすべき期間は、森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持造成を図るため、皆伐による場合は伐採後2年以内、択伐による場合は伐採後5年以内を標準とします。

人工造林の対象とする樹種及び植栽本数については、下表を標準とします。ここに挙げたもの以外の樹種または本数により植栽しようとする場合には、事前に林業普及指導員または町の森林・林業担当課とも相談することとします。

人工造林の対象樹種	標準的な植栽本数	備考
アカマツ・クロマツ	4,900～6,400本/ha	海岸林造成の場合
	2,000～2,500本/ha	上記以外

その他、植栽にあたっての標準的な方法は次のとおりとします。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈筋置きを原則とします。
植付けの方法	下刈り等の保育作業の効率を考え、全刈地拵えの場合は正方形植えを標準とします。
植付けの時期	春又は秋植えを標準とします。極力乾燥時期を避ける、降雪まで3週間以上の期間をとれる時期に植え付ける等、苗木の生理的条件及び気象条件を考慮のうえ、適期に植え付けるものとします。

## 2. 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとしします。

また、更新樹種は、将来、林冠を構成する高木性樹種とすることとし、更新の完了判定基準および更新の完了判定基準を満たしていない場合の対応については下記の通り取り扱うこととしします。

更新樹種は、別表の新潟県における主な更新樹種によるものとしします。完了判定基準については、成立本数が3,000本/haとし、更新樹種の成立本数への参入は、原則として周辺の植生の高さを超えるものとしします。

また、萌芽稚樹については、萌芽本数を集計するが、計上は1株あたり4本を上限としします。

なお、更新の完了判定基準を満たしていない場合の対応については、『天然更新をすべき期間』が満了した日において、更新樹種の成立本数が上記の本数に満たない場合は、天然更新補助作業（刈り出し、芽かき、かき起こし、植え込み（補植））または、植栽（人工造林）の実施により、更新樹種の成立本数を満たすよう指導することとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに再度、更新調査等により更新の完了判定を行うものとしします。

調査方法は、「新潟県天然更新完了基準書」、及び「新潟県天然更新完了基準解説書」によるものとしします。

### ●天然更新関連用語の定義

更 新	伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林等により更新樹種を育成し、再び立木地とすること。
天然更新	天然下種、萌芽など、主として天然力を活用して行う更新
更新樹種	植栽木、前生稚樹、天然下種等により新たに発生する稚樹又は萌芽稚樹のうち、将来、林冠を構成する樹種に属するもの
更新の完了	伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（原則として、高木性のもの）が成立すると見込まれる状態とする。

周辺の植生	ここでは、更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。
天然更新をすべき期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで
天然更新補助作業	造林のうち、刈り出し、芽かき、かき起こし、植え込み（補植）等、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するために行う作業
刈り出し	ササなどの下層植生によって天然稚樹の生長が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払うこと。
芽かき	優良な萌芽稚樹を残すために行う萌芽枝の整理作業
かき起こし	ササの繁茂や枝葉の堆積により更新が阻害されている箇所について重機等により、堆積物の除去や枝条整理等を行うこと。
植え込み（補植）	天然更新の不十分な箇所について、現地に適した樹種を選定し、必要な本数を植栽すること。

別表 新潟県における主な更新樹種

No.	樹種名	科名	萌芽能力
1	アオダモ(別名:コバノネリコ)	モクセイ科	○
2	アオハダ	モチノキ科	○
3	アカガシ	ブナ科	○
4	アカシデ	カバノキ科	×
5	アカマツ	マツ科	
6	アカメガシワ	トウダイグサ科	
7	アズキナシ	バラ科	
8	アベマキ	ブナ科	
9	アワブキ	アワブキ科	○
10	イイギリ	イイギリ科	
11	イタヤカエデ (変種:カイヤ、ウラジロイヤ、エノイヤ、オニイヤ)	カエデ科	○
12	イチイ	イチイ科	
13	イヌエンジュ	マメ科	
14	イヌザクラ	バラ科	
15	イヌシデ	カバノキ科	○
16	ウダイカンバ	カバノキ科	×
17	ウラジロガシ	ブナ科	○
18	ウラジロノキ	バラ科	
19	ウリハダカエデ	カエデ科	○
20	ウワミズザクラ	バラ科	○
21	エゾエノキ	ニレ科	
22	エゾヤマザクラ(別名:オオヤマザクラ)	バラ科	○
23	エノキ	ニレ科	○
24	エンジュ	マメ科	
25	オオイタヤメイゲツ	カエデ科	
26	オオシラビソ	マツ科	
27	オオバボダイジュ	シナノキ科	
28	オニグルミ	クルミ科	○
29	オノエヤナギ	ヤナギ科	
30	オヒョウ	ニレ科	○
31	カシワ	ブナ科	○
32	カスミザクラ	バラ科	○
33	カツラ	カツラ科	○
34	カヤ	イチイ科	
35	カラスザンショウ	ミカン科	
36	カラマツ	マツ科	
37	キタコブシ	モクレン科	
38	キタゴヨウ(別名:ヒメマツ)	マツ科	
39	キハダ	ミカン科	×
40	キリ	ゴマノハグサ科	
41	クヌギ	ブナ科	○
42	クマシデ	カバノキ科	×
43	クマノミズキ	ミズキ科	
44	クリ	ブナ科	○
45	クロマツ	マツ科	
46	ケヤキ	ニレ科	○
47	ケヤマハンノキ(別名:ヤマハンノキ)	カバノキ科	
48	ケンボナシ	クロウメモドキ科	
49	コシアブラ	ウコギ科	×
50	コナラ	ブナ科	○
51	コハウチワカエデ(別名:イヤメイゲツ)	カエデ科	○
52	コブシ	モクレン科	
53	コメツガ	マツ科	
54	サイカチ	マメ科	
55	サワグルミ	クルミ科	

No.	樹種名	科名	萌芽能力
56	サワシバ	カバノキ科	
57	サワラ	ヒノキ科	
58	シウリザクラ	バラ科	○
59	シナノキ	シナノキ科	○
60	シラカンバ	カバノキ科	×
61	シロダモ	クスノキ科	○
62	シロヤナギ	ヤナギ科	
63	スギ	スギ科	
64	スダジイ	ブナ科	○
65	ソヨゴ	モチノキ科	○
66	タカノツメ	ウコギ科	×
67	タケカンバ	カバノキ科	×
68	タブノキ	クスノキ科	○
69	タムシバ	モクレン科	
70	テツカエデ	カエデ科	
71	トチノキ	トチノキ科	×
72	トネリコ	モクセイ科	
73	ナツツバキ	ツバキ科	○
74	ナナカマド	バラ科	○
75	ナラガシワ	ブナ科	
76	ニガキ	ニガキ科	
77	ネコシデ(別名:ウラジロシバ)	カバノキ科	
78	ネズコ	ヒノキ科	
79	ネズミサシ(別名:ネス)	ヒノキ科	
80	ネムノキ	マメ科	
81	ハウチワカエデ	カエデ科	○
82	ハクウンボク	エゴノキ科	
83	ハリエンジュ(別名:ニセアカシア)	マメ科	○
84	ハリギリ	ウコギ科	○
85	ハルニレ	ニレ科	○
86	ハンノキ	カバノキ科	×
87	ヒトツバカエデ	カエデ科	
88	ヒナウチワカエデ	カエデ科	
89	ヒノキ	ヒノキ科	
90	ヒノキアスナロ	ヒノキ科	
91	ブナ	ブナ科	×
92	ホオノキ	モクレン科	○
93	ミズキ	ミズキ科	×
94	ミズナラ	ブナ科	○
95	ミズメ(別名:ヨクダネハリ)	カバノキ科	×
96	メグスリノキ	カエデ科	
97	モチノキ	モチノキ科	
98	モミ	マツ科	
99	ヤシヤブシ(変種:ミヤマヤブシ)	カバノキ科	○
100	ヤチダモ	モクセイ科	×
101	ヤブツバキ	ツバキ科	
102	ヤマグルマ	ヤマグルマ科	
103	ヤマグワ	クワ科	
104	ヤマザクラ	バラ科	
105	ヤマトアオダモ	モクセイ科	
106	ヤマナシ	バラ科	
107	ヤマナラシ	ヤナギ科	○
108	ヤマボウシ	ミズキ科	
109	ヤマモミジ	カエデ科	

※萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本丈夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」林野庁作成による。

○：萌芽更新が期待できる ×：萌芽更新が期待できない「空欄」：データなし

※ハリエンジュ(ニセアカシア)は、環境省の産業管理外来種として位置付けられており、適切な管理が必要とされている。

### 3. 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林<sup>1</sup>

該 当 な し

### 4. その他必要な事項

町長は、届出書の提出をしないで立木の伐採をした者に対して、上記の方法による造林を命じることができるものとします。

---

<sup>1</sup>現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林



### 第3 保育及び間伐に関する事項

保育及び間伐については、森林の多面的機能を高めることを目的として行うものであり、これまで造成されてきた人工林及び公益的機能の発揮が高度に期待されている森林を対象に、森林を健全で活力ある状態で維持していくために行うものとします。

#### 1. 保育の標準的な方法

保育の標準的な方法については、下表のとおりとします。間伐及び保育の実施にあたっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

保育の種類	実施林齢	実施回数	標準的な方法	対象樹種
根踏み	2年生	1回	積雪の移動や風等により造林木の根が浮き、根抜けによる枯損が懸念される場合に実施します。植栽の翌年の融雪直後に、植え付けた苗の周辺を足でよく踏みつけます。	全樹種
下刈り	2～7年生	1～2回／年	造林木の樹高が雑草木の1.5倍程度になるまで実施します。 造林木の周辺を刈払い、成長の妨げとなる雑草木を除きます。雑草木の繁茂が著しい場合は、3年生までは年2回（6月上旬と8月上旬）とすることが望ましく、それ以降は年1回（6～7月）とします。	全樹種
除伐	11～25年生	1～3回	下刈終了後、初回間伐までの間に雑木との競合がある場合に実施し、生育不良木及び目的外樹種を除去します。	全樹種
枝打ち	11～30年生	1～3回	病虫害・雪害の防除を目的に枝を切り落とします。 樹高6mの頃に初回（枝下高2m）を行い、その後樹高が2～3m増すごとに繰り返し行います。作業効率を重視し、原則として除伐又は間伐の実施後に行います。枝下高が樹高の1/2を超えないように注意します。	スギ・ヒノキ・その他針葉樹

つる切り	随時	適宜	造林木に巻き付くつる類を取り除く作業です。林齢に関係なく必要により実施します。	全樹種
------	----	----	---	-----

## 2. 間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、伐採後一定の期間内に再び林冠がうっ閉するものをいいます。

間伐は、森林資源の質的向上を図りつつ適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うものとします。人工林において行う間伐の時期及び標準的な方法は下表のとおりとします。

区 分	実 施 時 期	標 準 的 な 方 法
うっ閉してから標準伐期齢に達するまでの期間	5～10年に1回	本数伐採率を20～30%程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採します。
標準伐期齢を超えてから主伐までの期間	10～20年に1回	本数伐採率を30～40%程度とし、伐採木の搬出効率を考慮しつつ、残存木の適正配置を確保します。

## 3. その他の保育及び間伐の基準

### ア 間伐の目安となる収量比数

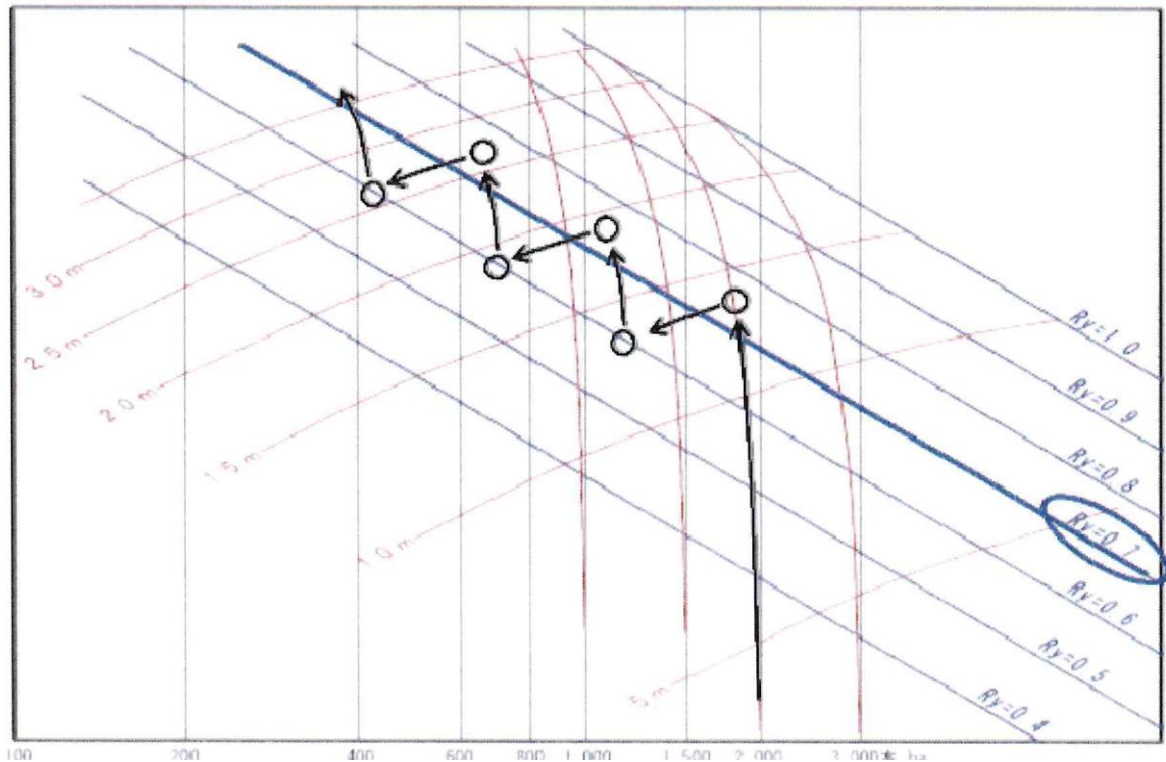
森林の育成状況により、実際に間伐が必要となる時期は森林によって異なることから、前項の標準的な時期と方法によらず間伐を実施する場合には、下記の収量比数を目安とします。

区 分	収 量 比 数	考 え 方
間伐の実施時期の目安	$Ry = 0.65 \sim 0.7$	収量比数が左の値を維持するように間伐を実施することを標準とします。
間伐1回あたりの伐採材積の目安	$Ry \leq 0.15$	間伐1回あたりの伐採量(材積)は左記の程度に抑え、林内の急激な環境変化を避けます。

※収量比数 (Ry)

ある林分において、同じ樹高のときに理論上とりえる最大の材積に対して実際の材積がいくらかを示す数値。林の混み具合を表す指標となる。

【参考】「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」



【図の見方】

1. 2,000本/ha植栽の場合、樹高1.2～1.3mの頃に $R_y$ が0.7を超える（このとき成立本数1,800本/ha程度）。初回の間伐を実施し、残存本数を1,200本/ha程度（ $R_y$ 0.6相当）とする。
2. 樹高1.8mに達した頃に再び $R_y$ が0.7を超えるので、2回目の間伐を実施し、残存本数を700本/ha程度とする。
3. 同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返す。樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

イ 海岸マツ林の施業方法に関する指針

海岸のマツ林の前線部は、最も海岸に近く、潮風の影響を直接受けている場所があるので、飛砂や潮風等が林内に侵入するのを最小限に抑えるよう留意します。

前線部に続く林帯は、前線部によって厳しい環境から守られ、比較的林木の成長が良好となります。この林分は最も防災機能が発揮される場所でもあるので、環境保全機能が向上するように適正な密度管理を行います。

防災機能を十分に発揮している海岸マツ林の内陸側の林帯は、前方の林帯に守られて、環境条件も安定してきます。この林分では常緑広葉樹や「にいがた千年松」（松くい虫抵抗性マ

ツ) などの導入も考慮し、松くい虫被害に対応した森林に改善するよう努めます。

#### 4. その他必要な事項

該 当 な し

## 第4 ゾーニング区分別の森林の整備に関する事項

### 1. 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林においては、公益的機能の維持増進を図る観点から、下表に定める施業を推進することとします。

ゾーニング区分	維持増進を図る機能の種類	森林法施行規則に定める名称	推進する施業方法	具体的な基準
人との共生林	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	部分的皆伐による複層林施業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準伐期齢における立木材積の1/2以上の材積を常に維持すること。</li> <li>伐採率が70%以下であること。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を促進すべき森林		

### 2. 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

#### ア 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産林」といいます。）について、必要に応じて定めるものとします。

また、木材生産林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとします。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとします。

木材生産林が公益的機能別施業森林と重複する区域にあっては、それぞれの公益的機能別施業森林の施業の基準に従うものとします。なお、下越地域森林計画に定められた基準に従い、本町における木材生産林の区域は「該当なし」とします。

#### イ 施業の方法

木材生産林の区域内にあつては、多様な需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとし、その目的を達成するため、優先的な路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた低コストで効率的な森林整備や木材生産を推進することとします。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。

### 第5 委託を受けて行う森林の施業または経営の推進に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定します。

#### 1. 森林経営の集約化の促進方針

該当なし

#### 2. 森林施業等の集約化の促進方策

該当なし

#### 3. 森林の施業または経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

該当なし

#### 4. その他必要な事項

該当なし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1. 森林施業の共同化の促進方針

該当なし

2. 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3. 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4. その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項

1. 作業路網の整備に関する基本的事項

該当なし

2. 林道及び林業専用道に関する事項

該当なし

3. 森林作業道に関する事項

該当なし

### Ⅲ. 森林の保護に関する事項

#### 1. 森林病虫害等の駆除または予防の方法等

森林病虫害等による被害について、早期発見と適期防除に努めます。

特に、マツノザイセンチュウに起因する松くい虫被害対策については、森林病虫害等防除法に基づき、松林をそれぞれの機能によって区分し、公益的機能の高い保全すべき森林では、被害を終息させることを目標に、薬剤散布や伐倒駆除等の対策を講じるとともに、その他の松林においても保全すべき松林と一体的な駆除事業を行いつつ、松くい虫被害の拡大防止に努めます。

区分	松林区分	対策の内容
保全すべき松林	高度公益機能森林 及び地区保全森林	①予防事業 無人ヘリによる防除（保安林） 樹幹注入 ②駆除事業 伐倒駆除（くん蒸）
その他の松林	上記以外のエリアに 植えられた松	①駆除事業 聖籠町松くい虫伐倒駆除（くん蒸）処 理補助金 伐倒駆除（くん蒸） 町単独事業 役場内各課管理地、神社、公園、公民 館等

#### 2. 鳥獣による森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域及び当該森林区域における鳥獣害防止の方法については、該当する森林区域がないため設定しません。

#### 3. 森林火災の予防の方法

聖籠町海岸砂防林保護組合とともに森林巡視の適時適切な実施に努め、必要に応じ防火線（林内歩道等も含む）などの整備を推進することとします。



#### 4. 火入れを実施する場合の留意事項

森林または森林に隣接する原野等において火入れを実施する際は、「聖籠町火入れに関する条例」の規定に従うものとします。

#### 5. 伐採を促進すべき森林の所在

該 当 な し

#### IV. 森林の保健機能の増進に関する事項

1. 保健機能森林の区域

該当なし

2. 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法

該当なし

3. 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

## V. その他森林の整備のために必要な事項

### 1. 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

### 2. 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町においては、平成8年に「都市と農村の融合化をめざし快適で潤いのある生活空間を求めて」をテーマに『聖籠町海浜総合整備計画』を策定し、保安林を含む海岸地区の松林一帯を9つのゾーンに分け、地域交流施設をはじめとする土地利用の整備目標を計画しました。

現在は、加治川右岸の一部において、県土木事務所の事業により海岸浸食防止施設整備が終了し、背後地整備の準備段階にきておりますが、全体計画を踏まえ、地域住民の意見を反映しながら長期的に森林整備に取り組む予定です。

### 3. 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

### 4. 市町村森林経営管理事業に関する事項

該当なし

## 5. 住民参加による森林整備の推進に関する事項

### ① 広く町民を対象

本町では昭和50年代後半から、毎年秋に「育もう心の樹、育てよう緑の保安林」をテーマに、海岸松林において広く町民に呼びかけ「聖籠町植・育樹祭」を開催しています。

植栽して大きくなった木は、枝打ち等の育樹を行い、松くい虫の被害により枯れてしまった箇所は補植を行うなど愛林思想の高揚を図ることを目的に実施しています。

平成13年に実施した植栽では、自分が植栽した苗木に、『ともだちの木』として緑を大切にする心をいつまでも持ち続けてもらえるようネームプレートをかけるなどのイベントも行いました。



プレートに名前を記入



育樹祭の一コマ

## ② 小学校を対象

近年、子ども達の自主性・創造力・問題解決能力を高めることを目的に学校では総合学習が取り入れられています。

本町の3小学校のうちの1校で、海岸砂防林に一番近い亀代小学校では、身近な松林を題材として、森林保全に取り組んでいます。

標語を募り看板の製作、間伐材を用いたのプランターを作り緑化活動を実施、保安林内のクリーン作戦展開など、さまざまな活動を実施してきました。

それらの活動には、聖籠町海岸砂防林保護組合の組合員も参加し、地域交流を兼ねた活動として今後も継続していきます。



標語募集により製作した看板



プランター作りの様子

全校生徒によるクリーン作戦



【別表 1】 公益的機能を重視する森林の種類別の区域

ゾーニング区分	推進する施業方法	森林の区域	面積
		(林小班番号)	(h a)
人との共生林	部分的皆伐による 複層林施業	1～13 林班	205.22

【別表 2】 木材生産林の区域

該当なし

【別表 3】 林道及び林業専用道の整備計画

該当なし